

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版）

「在宅患者訪問薬剤管理指導料」（加算除く）

「在宅患者オンライン薬剤管理指導料」

「居宅療養管理指導費」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20220603-1076-5

※6月3日更新
・2022年度改定に合わせて内容を見直しました。

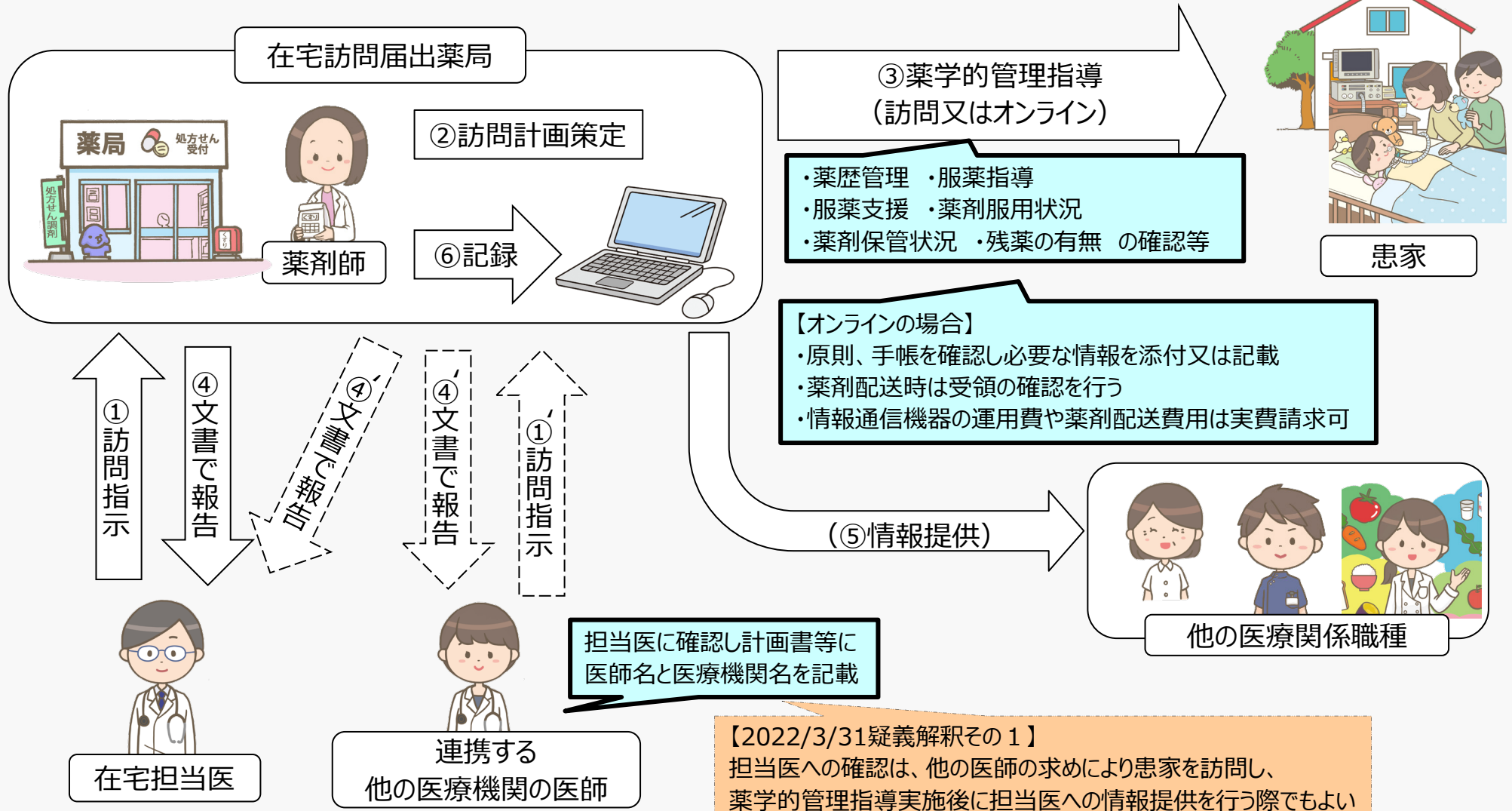
本資料は、2022年5月25日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

		点数（単位数）			備考
		単一建物診療患者（居住者）の人数			
		1人	2～9人	10人以上	
在宅患者訪問薬剤管理指導料（1回につき）【届出】		650点	320点	290点	○患者1人当たり訪問とオンラインを合わせて月4回まで （末期がん患者等は、週2回かつ月8回まで）
	麻薬管理指導加算	100点			
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算【届出】	250点			
	乳幼児加算	100点			
	小児特定加算	450点			
	在宅中心静脈栄養法加算【届出】	150点			
在宅患者オンライン薬剤管理指導料（1回につき）		59点			
	麻薬管理指導加算（処方箋受付1回につき）	22点			
	乳幼児加算（処方箋受付1回につき）	12点			
	小児特定加算（処方箋受付1回につき）	350点			
居宅療養管理指導費【介護報酬】（1回につき）※		517単位	378単位	341単位	○患者1人当たり月4回まで （末期がん患者等は、週2回かつ月8回まで）
	麻薬管理指導加算※	100単位			
	特別地域居宅療養管理指導加算※	所定単位数の15/100			
	中山間地域等における小規模事業所加算※	所定単位数の10/100			
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	所定単位数の5/100			
居宅療養管理指導費（オンライン服薬指導）【介護報酬】※		45単位			○1回につき、月1回まで

※介護予防居宅療養管理指導費も同じ単位数

15 在宅患者訪問薬剤管理指導料

15注2 在宅患者オンライン薬剤管理指導料



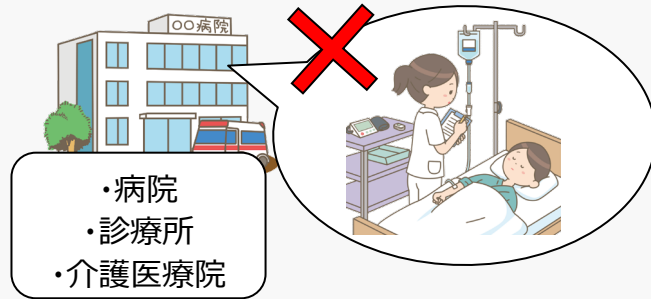
【2022年3月31日疑義解釈その1】

指示の方法は診療状況を示す文書、処方箋等に指示を行った旨が分かる内容及び処方日数を記載することにより行われる必要がある

在宅患者訪問薬剤管理指導料対象患者

在宅での療養を行っている患者

- ・医師や薬剤師が配置されている医療機関や施設等に入院・入所している患者は算定不可



特別養護老人ホームに入所している
末期の悪性腫瘍患者は算定できます

養護老人ホームに入所している患者は
在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できませんが、
居宅療養管理指導費が算定できます

- ・他の医療機関又は薬局の薬剤師が訪問を行っている場合は算定不可



他の医療機関又は薬局の
薬剤師が訪問



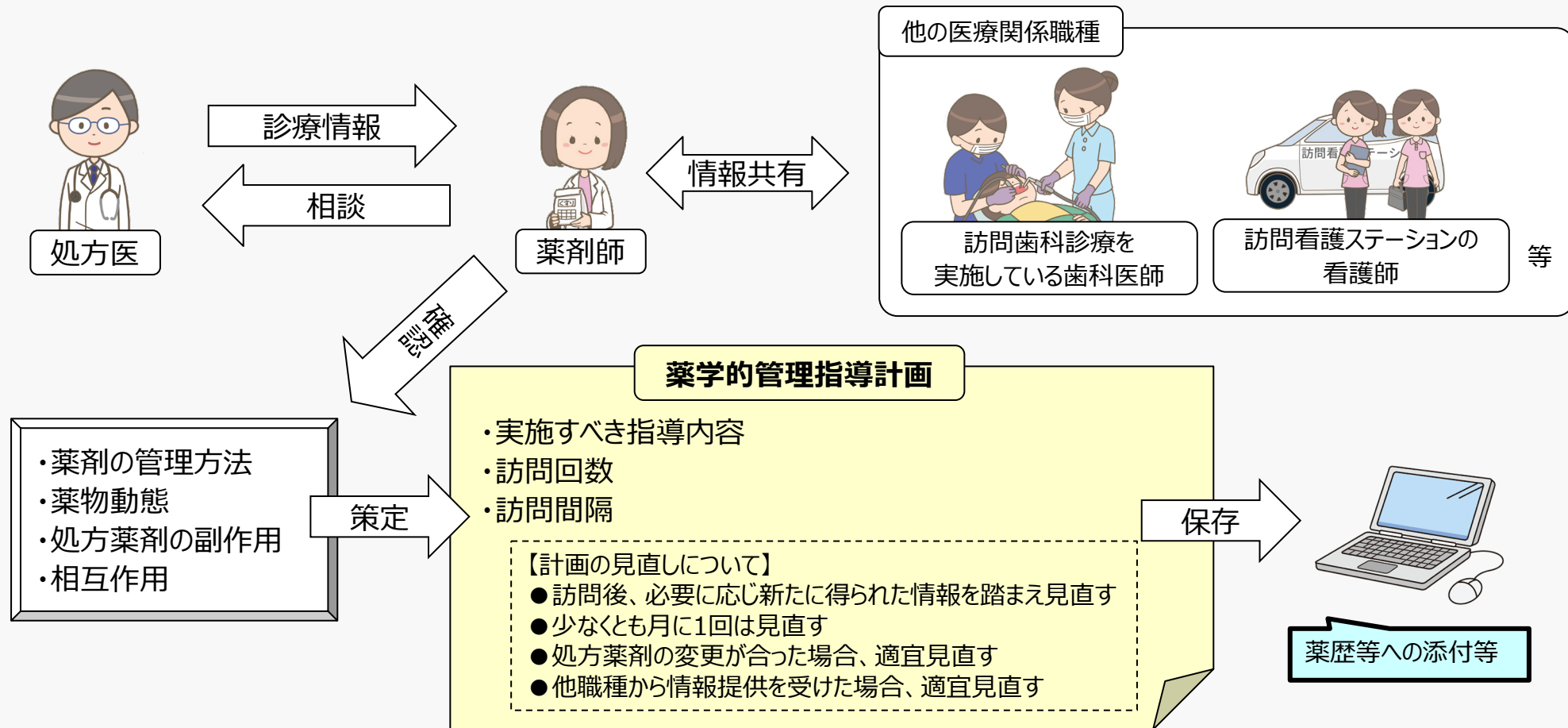
訪問による算定



- ・継続的な訪問の必要がない者や通院が可能な者に対する安易に算定しない
- ・少なくとも独歩で家族等の助けを借りずに来局ができる者等には算定不可

「薬学的管理指導計画」とは、

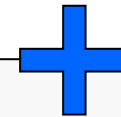
- ・処方医から提供された診療状況提供書等に基づき（又は必要に応じ、処方医と相談）
- ・他の医療関係職種との間で情報を共有しながら
- ・患者の心身の特性及び処方薬剤を踏まえ 策定されるもの（原則、訪問前に策定）



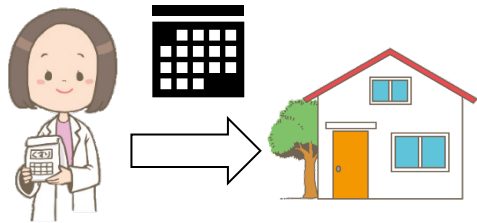
調剤管理料における薬剤服用歴等の記載事項

通知では『調剤管理料の1の(6)の記載事項に加えて』と記載されていますが、本資料では前回改定時の内容を踏まえて(7)の記載事項を記載しています

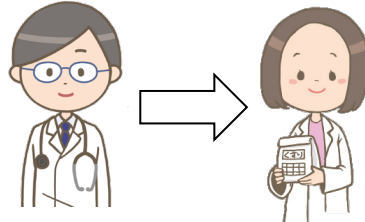
- 患者の基礎情報 ●処方及び調剤内容等
- 患者の体質、薬学的管理に必要な患者の生活像及び後発医薬品の使用に関する患者の意向 ●疾患に関する情報
- オンライン資格確認システムを通じて取得した患者の薬剤情報又は特定健診情報等
- 併用薬等の状況及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況 ●服薬状況（残薬の状況を含む。）
- 患者の服薬中の体調の変化及び患者又はその家族等からの相談事項の要点 ●服薬指導の要点 ●手帳活用の有無
- 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点 ●指導した保険薬剤師の氏名



○訪問日、訪問した薬剤師名



○処方医から提供された情報の要点

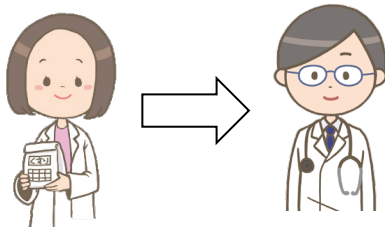


○実施した指導内容

保管状況、服薬状況、残薬、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、服薬中の体調変化、重複服用、相互作用等の確認、実施した服薬支援等



○処方医に提供した情報の要点

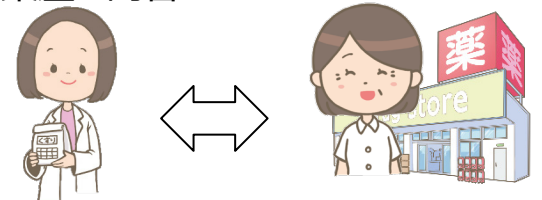


- 他の医療関係職種から提供された情報の要点
- 他の医療関係職種に提供した情報の要点



【在宅協力薬局が訪問した場合】

- 在宅協力薬局と共有した薬歴の内容



算定限度等の注意点

- 原則、患者1人当たり訪問、オンラインと合わせて月4回まで（月2回以上の場合、算定間隔は6日以上）
- 末期の悪性腫瘍の患者又は中心静脈栄養法の患者は週2回かつ月8回まで
- 調剤した薬剤の服用期間内に患者の同意を得て実施
（調剤を行っていない月に訪問した場合は、当該調剤年月日及び投薬日数をレセプトの摘要欄に記入する）
- 薬剤師1人当たり、訪問、オンラインと合わせて週40回まで

【2014/3/31疑義解釈その1】

介護保険の居宅療養管理指導費、
介護予防居宅療養管理指導費の算定回数は含まない

〇〇〇〇年〇〇月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2 ■	3
					☆ 調剤 分	28日
4	5 ○	6 ■	7	8	9 ■	10
この期間内に指導（訪問、オンライン）を実施						
11	12 ○	13 ■	14	15	16 ■	17
18	19 ○	20 ■	21	22	23 ■	24
25	26 ○	27 ■	28	29	30	31

項目	在宅患者訪問薬剤管理指導料	在宅患者オンライン薬剤管理指導料
調剤管理料の加算		
重複投薬・相互作用等防止加算	×	×
調剤管理加算	○	○
電子的保健医療情報活用加算	○	○
在宅患者訪問薬剤管理指導料の加算		
麻薬管理指導加算	○	△（外来における点数、処方箋受付1回につき）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	×
乳幼児加算	○	△（外来における点数、処方箋受付1回につき）
小児特定加算	○	△（外来における点数、処方箋受付1回につき）
在宅中心静脈栄養法加算	○	×
外来服薬支援料 1	×	×
外来服薬支援料 2	○	○
服用薬剤調整支援料 1, 2	○	○
服薬情報等提供料 1 ～ 3	×	×
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	○	○
経管投薬支援料	○	○

同一月における算定		在宅患者訪問薬剤管理指導料
		在宅患者オンライン薬剤管理指導料
調剤管理料の加算		
	重複投薬・相互作用等防止加算	×（訪問計画に係る疾病と別の疾病等による臨時処方の場合は算定可）
	調剤管理加算	○
	電子的保健医療情報活用加算	○
服薬管理指導料		
	麻薬管理指導加算	×（訪問計画に係る疾病と別の疾病等による臨時処方の場合は算定可）
	特定薬剤管理指導加算 1	
	特定薬剤管理指導加算 2	
	乳幼児服薬指導加算	
	吸入薬指導加算	
	調剤後薬剤管理指導加算	
かかりつけ薬剤師指導料		×（訪問計画に係る疾病と別の疾病等による臨時処方の場合は算定可）
かかりつけ薬剤師包括管理料		×（訪問計画に係る疾病と別の疾病等による臨時処方の場合は算定可）
外来服薬支援料 1		×
外来服薬支援料 2		○
服用薬剤調整支援料 1， 2		○
経管投薬支援料		○

単一建物診療患者の人数の数え方①

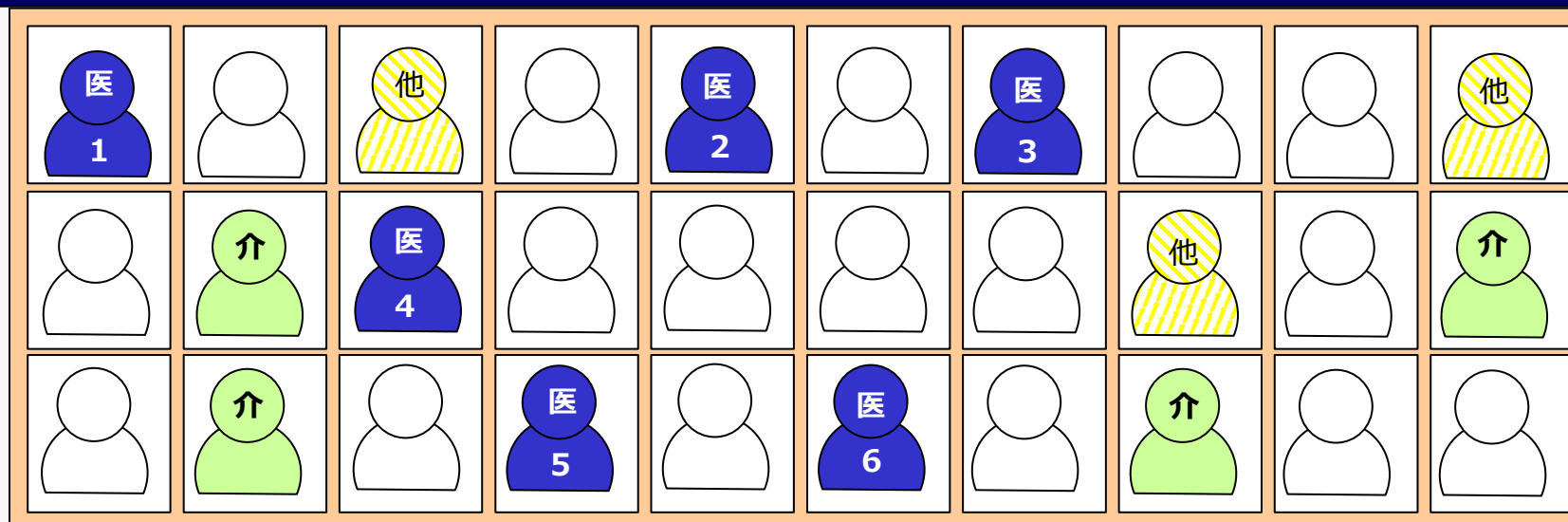
単一建物診療患者の人数	1人	2～9人	10人以上
在宅患者訪問薬剤管理指導料	650点	320点	290点

○「単一建物診療患者」とは、

- ・患者が住む建物に住んでいる者のうち、その薬局が訪問薬剤管理指導料を算定する人数

介護保険（居宅療養管理指導費等）で算定する人数は含みません

医：A薬局が在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する患者
 介：A薬局が居宅療養管理指導費を算定する利用者
 他：A薬局以外の他の薬局が訪問している患者



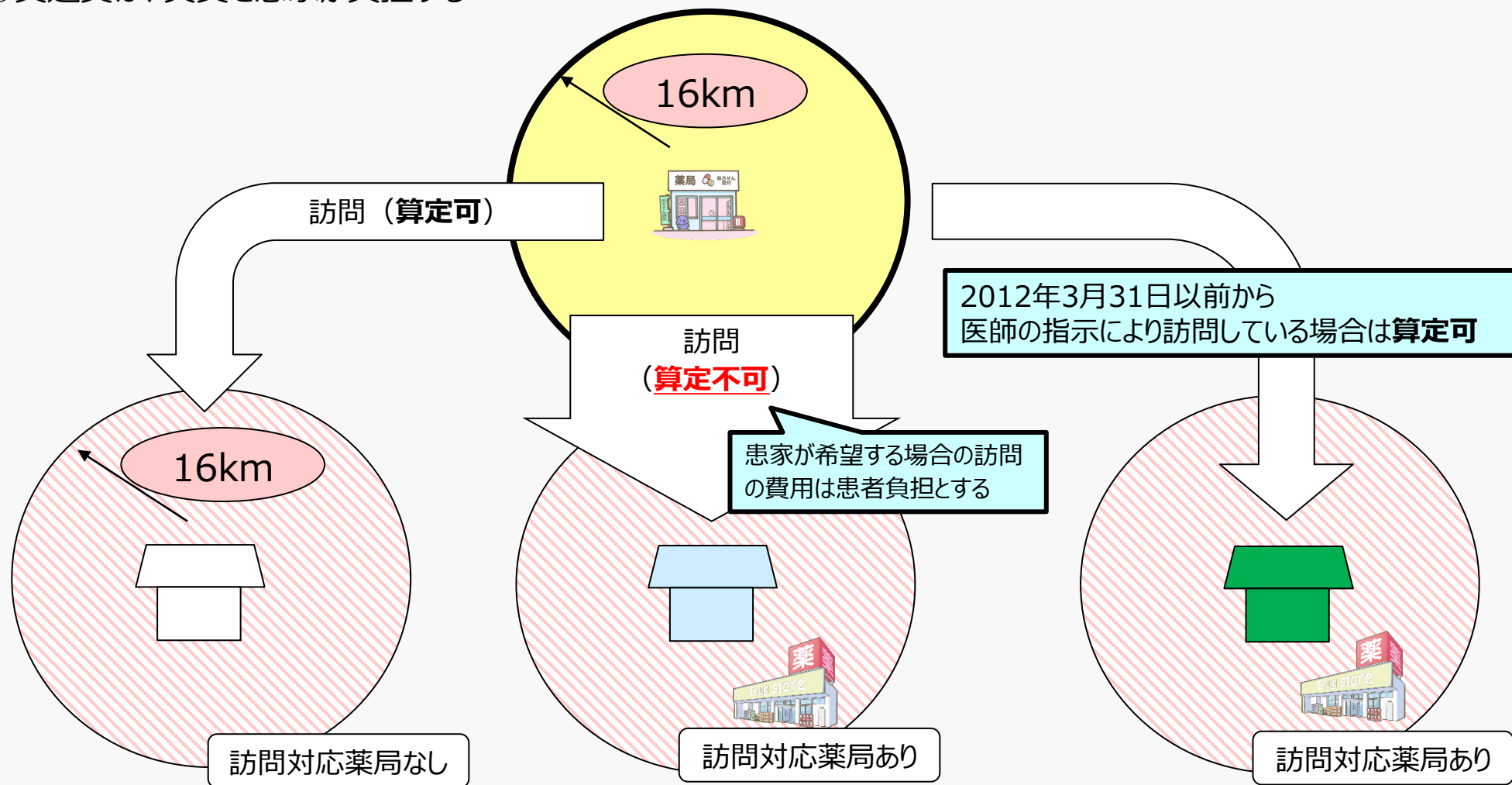
A薬局の単一建物診療患者の人数 = 6人 ⇒ 「単一建物診療患者 2～9人の場合」を算定

「単一建物診療患者1人の場合」 ×2

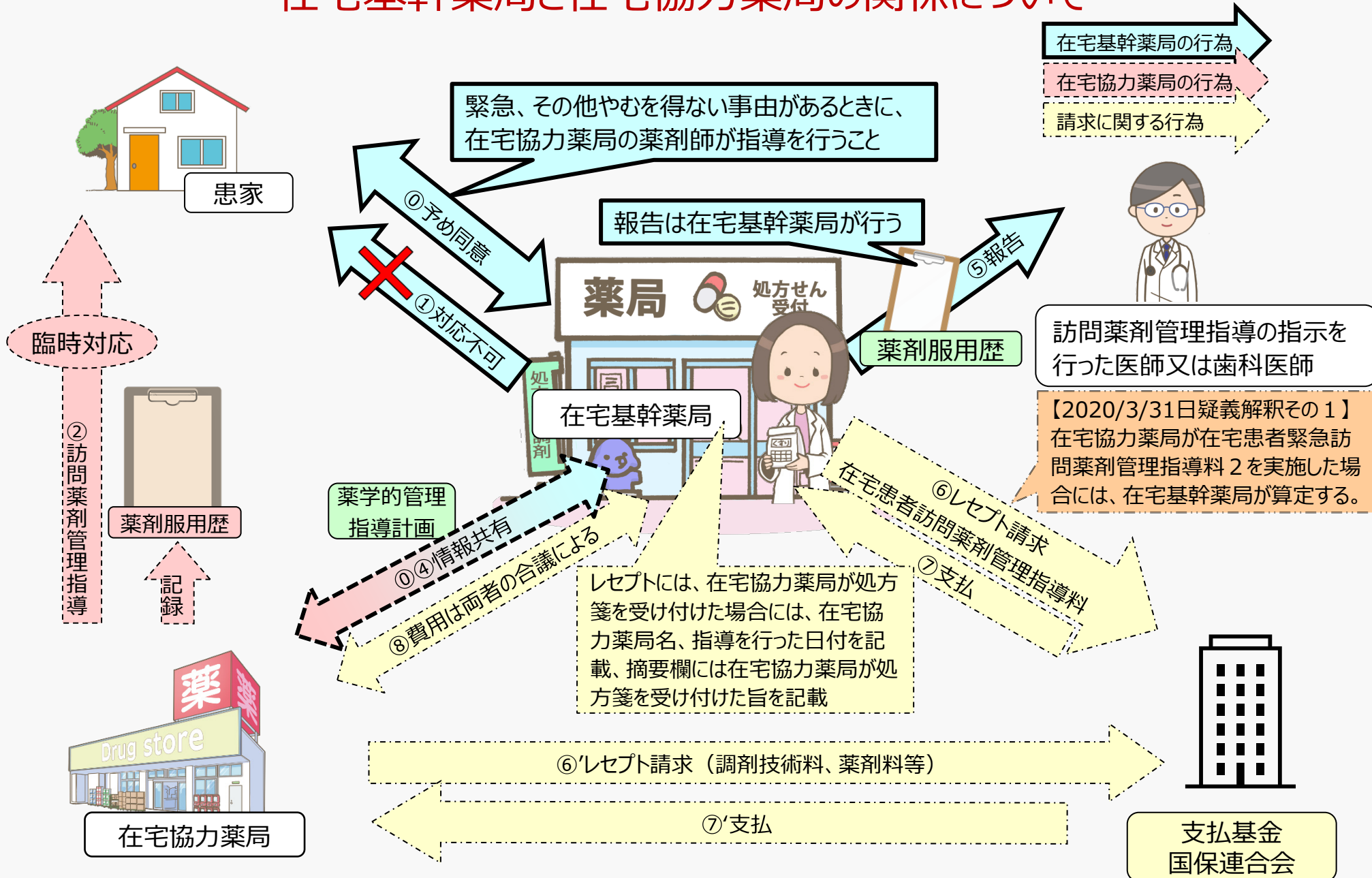
1人に訪問指導
⇒「1人の場合」×1人

距離要件と交通費

- 薬局と患家との距離が16kmを超えた場合は、特殊の事情があった場合を除き算定できない
 ※平成24年（2012年）3月31日以前から医師の指示により訪問を行っている患者は適用しない
 【特殊の事情】患家を中心とする半径16km圏域の内側に訪問対応が可能な薬局が存在しない など
- 交通費は、実費を患家が負担する



在宅基幹薬局と在宅協力薬局の関係について



	在宅患者訪問薬剤管理指導料	居宅療養管理指導費
情報提供対象者	・医師は必須 ・必要に応じて歯科医師、訪問看護師等	・医師、ケアマネージャーへの情報提供は必須
距離制限	・調剤薬局所在地の半径16km範囲内	・通常の事業の実施地域を運営規定に定める
患者との契約内容	・個人情報利用同意書 （個人情報に関係者間で共有するため）	・個人情報利用同意書 （個人情報に関係者間で共有するため） ・契約書（必須） ・重要事項説明書（必須）
掲示物	・訪問薬剤管理指導の届出を行っている旨 （薬局内） 【地域支援体制加算を算定している場合には、 薬局の外側にも掲示が必要】	・運営規定の概要 ・介護保険サービス提供事業者としての詳細 （いずれも薬局内）
算定する際に 必要な届出	・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨 →地方厚生局	・介護サービス事業者の指定に関する届出 →都道府県等の介護保険の担当部署 （保険薬局はみなし指定のため、 基本的に届出は不要） ・介護給付費の請求及び受領に関する届出 →国保連合会介護保険係 ・生活保護法等指定介護機関及び 中国残留邦人等支援法指定介護機関指定申請書 →都道府県等の生活保護の担当部署

	調剤報酬(在宅患者訪問薬剤管理指導料)	介護報酬(居宅療養管理指導費)
報酬	59点	45単位
対象者		在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い処方箋が交付された利用者であって、別に厚生労働大臣が定めるもの（居宅療養管理指導費を月1回算定している者）
算定要件	● 患者1人当たり訪問と併せて月4回まで ● 麻薬管理指導加算、乳幼児加算、小児特定加算は外来の点数を処方箋受付1回につき算定可 ● 在宅患者訪問薬剤管理指導料1～3と合わせて薬剤師1人あたり週40回に限り、算定可 ● 施行通知に沿って実施 ● 薬局内で指導 ● 薬学的管理指導計画の作成 ● 結果を文書で情報提供 ● 手帳の活用 ● 薬剤配送時は受領の確認 ● 配送費は実費を徴収可	● 患者1人当たり月1回まで ● 加算の算定不可 ● 薬剤師1人当たりの算定回数の制限なし ● 施行通知に沿って実施 ● 薬局内で指導 ● 服薬指導計画の作成 ● 原則同一薬剤師により対応 ● 結果を文書で情報提供 ● 手帳の活用 ● 薬剤配送時は受領の確認 ● 配送費は実費を徴収可

	入院中以外の患者 (老健・特養入所者以外)	老人保健施設（老健） 入所者	特別養護老人ホーム（特養） 入所者
服薬管理指導料	○	×	○
かかりつけ薬剤師指導料	(同一月に居宅療養管理指導費を 算定している場合は不可 指導計画の疾病と別の疾病等に係る 臨時投薬であれば算定可)	×	×
かかりつけ薬剤師包括管理料		×	×
外来服薬支援料 1	○ (同一月に居宅療養管理指導費を 算定している場合は不可)	×	○
在宅患者訪問薬剤管理指導料	×	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る)
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る)
在宅患者緊急時等共同指導料	○ (同一月に居宅療養管理指導費を 算定している場合は不可)	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る)
退院時共同指導料	—	×	—
服薬情報等提供料	○ (同一月に居宅療養管理指導費を 算定している場合は不可)	×	○
上記以外 (調剤基本料、調剤料等)	○	×	○

(参考) 令和4年3月25日「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

本資料は、2021年3月17日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

(参考) 令和4年3月25日「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について